

越前市公共交通再編検討調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

市内の路線バスや市民バスの利用は減少傾向が続いており、運行方法等の見直し等による利便性の確保及び財政負担の軽減が求められている。また、北陸新幹線「越前たけふ駅」の開業及び並行在来線新駅設置が予定されており、新たな交通結節点が生まれることからバス路線網の変更や、二次交通への取り組みなどを含めた、公共交通ネットワーク再編が急務となっている。本業務は、市民の移動ニーズや利用者の声を確認し、越前市の公共交通の課題を整理したうえで、地域公共交通計画の基本方針や目標の提案、それらに付随する資料作成などの策定支援を行うものであり、業務に対する専門的知識、実績及び技術的能力を勘案し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を決定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 越前市公共交通再編検討調査業務
(以下「調査業務」という。)
- (2) 業務内容 詳細は、別紙仕様書による。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約上限金額 5,654,000円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- (5) 契約条件 受託候補者を特定した場合は、再度見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものとする。
- (6) 契約保証金 越前市契約規則第25条及び第26条の規定に基づく。
- (7) 前払金 無
- (8) 支払条件 業務完了後1回払い

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和5年度越前市物品購入等指名競争入札参加資格を有する者又は参加資格を希望する者とする。（「参加資格を希望する者」とは、参加表明時には資格者名簿に登載されていないが、請負候補者となった場合には、契約締結日までに入札参加資格申請書及び債権者・受取人登録申請書等必要書類を提出し、参加資格の取得が可能である者をいう。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結までの期間において、福井県及び越前市において指名停止を

受けている期間中でない者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始していない者
- (5) 国税及び地方税の滞納がない者
- (6) 公告の日から起算して過去5年以内に完了している公共交通関係の計画策定業務若しくは公共交通利用者の移動実態やニーズ把握を目的とした調査業務の履行実績（官公庁に限らず民間事業者による発注業務を含む。）を有すること。
- (7) 公告の日から起算して過去5年以内に完了している次のいずれかの業務（官公庁に限らず民間事業者による発注業務を含む。）に従事した実績がある管理技術者を配置できる者
 - ①公共交通関係の計画策定業務
 - ②公共交通利用者の移動実態やニーズ把握を目的とした調査業務
- (8) 次のいずれかの資格を有する管理技術者を配置できる者
 - ①技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ②RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有する者
- (9) プライバシーマークもしくは情報セキュリティマネジメントシステム認証を取得している者

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年1月9日（火）正午まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第7号）により、持参又は電子メールにて提出すること。
※電子メールの場合は必ず着信を確認すること。なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。
- (3) 提出先 地域交通課代表メール mathikou@city.echizen.lg.jp
- (4) 回答日 令和6年1月10日（水）
- (5) 回答方法 市ホームページ上の地域交通課内、本業務の公募型プロポーザルのページに掲載及び電子メールで回答する。

5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要となる書類と提出部数
 - ア 参加表明書（様式第1号） 原本1部
 - イ 会社概要（様式第2号） 原本1部
 - ウ 業務実績調書（様式第3号） 原本1部
- ※公告の日から起算して過去5年以内に完了している次の業務の履行実績（官公

庁に限らず民間事業者による発注業務を含む) 全てを記載すること。

- ・公共交通関係の計画策定業務
- ・公共交通利用者の移動実態やニーズ把握を目的とした調査業務

エ 業務の実施体制(様式第4号) 原本1部

オ 配置予定技術者調書(様式第5号の1~3) 原本1部

※配置予定者全員分を作成し提出すること。

※公告の日から起算して過去5年以内に完了している次の業務の履行実績(官庁に限らず民間事業者による発注業務を含む。)を記載すること。

- ・公共交通関係の計画策定業務
- ・公共交通利用者の移動実態やニーズ把握を目的とした調査業務

カ 直近年度の国税(法人税及び消費税)、越前市の市税に係る全ての納税証明書(滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの) 原本1部

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和6年1月12日(金)午後5時まで(必着)
- イ 提出場所 越前市 総合政策部 地域交通課 担当:木下、三好
- ウ 提出方法 原則、郵送(持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。)

6 企画提案書等の作成要領

提出書類は下記ア~エをまとめてダブルクリップ等で留めて提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数

- ア 企画提案書(様式第6号) 原本1部、副本8部
- イ 課題提案に対する企画提案(任意様式) 原本1部、副本8部
A4判横長片面印刷15ページ以内とする。
- ウ 工程表(任意様式) 原本1部、副本8部
A4判横長片面印刷1ページとする。
- エ 参考見積書(様式第8号) 原本1部、副本8部
- オ 上記ア~エの電子データ 1枚(CD-R等)

※ア~エの副本8部について、会社名及び会社名が推測できる文言は伏せること。
(資料から削除又は上から黒塗りすること。)

※参考見積書に記載する金額は契約額ではなく、企画提案内容との整合性を確認するためのものであることに注意すること。

(2) 企画提案作成要領

- ア 企画提案は、別紙仕様書に基づいて作成すること。
※仕様書は、越前市として最低限の要求事項を示したものであり、仕様書に記載のない独自の提案についても期待し、提案を受け付けるものとする。
- イ 企画提案の電子データファイル形式は、以下の形式で提出すること。
Microsoft PowerPoint 横書き 15ページ以内
- ウ 企画提案の内容には次に掲げる事項を含めること。なお、次の（ア）～（エ）順で記載すること。
（ア）業務内容の理解度、目的達成に向けた方針およびスケジュール設定
（イ）地域の現状、公共交通の概況、地域のニーズ等を収集するための調査方法や収集するデータ項目、地域の特性を把握するための提案
（ウ）本市の地域公共交通の現状を整理した上で、特性を踏まえ、的確な課題抽出、対応策の検討手法に関する提案
（エ）望ましい地域公共交通ネットワークの形成に資する基本方針、目標の提案
（オ）仕様書に記載のない独自提案
- エ 独自提案を行う場合、当該費用は参考見積書に記載する総額に含まないこととし、独自提案毎の費用を企画提案内に別途記載すること。
- オ 参考見積書に記載する金額は、調査業務に係る費用の総額とする。
- カ 参考見積書は工程及び作業項目ごとに積算根拠を明示すること。

（3）企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和6年1月25日（木）午後5時まで（必着）
イ 提出場所 越前市 総合政策部 地域交通課 担当 木下、三好
ウ 提出方法 原則、郵送（持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。）

7 審査方法

（1）第1次審査（書類審査）

複数の参加表明がある場合、参加資格要件を満たす者の中から、提出書類（参加表明書）を審査し、一定基準に達し、かつ効果が期待できるものを選定する。

結果通知日 令和6年1月18日（木）

（2）第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査により選定された者から提出を受けた企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れている提案を特定する。なお、プレゼンテーションにおいて説明を行う者は、管理技術者とする。

実施日 令和6年1月31日（水）

結果通知日 令和6年2月1日（木）

- ア プレゼンテーション当日の持ち時間は、1者あたり説明20分、質疑応答15分を目安とする。
- イ 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは説明者が用意するものとする。なお、投影する資料は企画提案書の内容とし、紙資料等の追加配布は認めないものとする。
- ウ プレゼンテーション当日の審査の順番は、参加表明書の到着順とする。
- エ プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者3名までとする。
- オ プレゼンテーション当日の会場は、原則、越前市役所内とする。

(3) 審査基準及び配点

プロポーザルは、次の審査基準により審査する。

		評価基準	配点
1 組織評価 (第1次審査)	業務の実施体制、同種業務等の履行実績、地域公共交通に対する精通度		10点
	管理技術者の経験、本業務従事者の保有資格と配置人数		10点
2 提案内容評価 (第2次審査)	課題提案1	業務内容の理解度、目的達成に向けた方針及びスケジュール設定	10点
	課題提案2	地域の現状、公共交通の概況、地域のニーズ等を収集するための調査方法や収集するデータ項目、地域の特性を把握するための提案	20点
	課題提案3	本市の地域公共交通の現状を整理した上で、特性を踏まえ、的確な課題抽出、対応策の検討手法に関する提案	20点
	課題提案4	望ましい地域公共交通ネットワークの形成に資する基本方針、目標の提案	15点
	課題提案5	仕様書に記載のない独自提案	5点
3 コスト評価	提案内容の適切な積算、経費の妥当性		10点
合計			100点

(4) 小数点の処理

各審査委員の評価点の算出及び全審査員の評価点の合計の平均値の算出においては、平均点の小数点第2位までとし、小数点第3位以下を四捨五入とする。

8 受託候補者の合格基準点

全審査委員の評価点の合計の平均値が合格基準点を満たす場合のみ、受託候補者と

する。合格基準点は60点とする。ただし、企画提案者が1者の場合の合格基準点は、65点とする。

9 審査結果の通知

第1次審査、第2次審査ともに審査結果をメール及び書面により通知する。

10 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書（内訳明記）を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。なお、随意契約に係る協議の際に越前市の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

11 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき（事前に連絡なく、開始時刻に会場に到着しなかったときを含む）。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 虚偽の記載があるとき。

エ 参考見積書に記載する提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額が契約上限金額を超過したとき。

12 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

- (6) 参加表明書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。
やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (7) 提出書類について、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、予め文書により申し出ること。
- (8) 審査結果（最優秀者、次点者の名称）は市ホームページ等により公表する。

1 3 日程

公告	令和5年12月27日（水）
質問受付締切り	令和6年 1月 9日（火）正午まで（必着）
質問回答	令和6年 1月10日（水）
参加表明書受付締切り	令和6年 1月12日（金）午後5時まで（必着）
第1次審査	令和6年 1月18日（木）
第1次審査通知日	令和6年 1月19日（金）
企画提案書等受付締切り	令和6年 1月25日（木）午後5時まで（必着）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	
	令和6年 1月31日（水）
結果通知	令和6年 2月 1日（木）
契約締結	令和6年 2月初旬

1 4 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号
越前市 総合政策部 地域交通課 担当 木下、三好
TEL 0778-22-3704
電子メール mathikou@city.echizen.lg.jp